平成２６年（フ）第９１４号
広島市中区東平塚町２番23―301号
破産者　竹内　忠雄
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４号
大分市小中島１丁目２番21―１号
破産者　河野　光夫
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１８号
大分市下郡北３丁目14番10―305号　メゾンドールⅢ
破産者　村上　政文
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止決定の取消確定

平成２６年（フ）第１１１３号
札幌市西区二十四軒１条３丁目４番地
破産者　株式会社丸崎商店
1　確定年月日　平成27年５月22日
2　決定年月日　平成27年５月22日
3　主文　本件破産手続廃止決定を取り消す。
4　理由の要旨　本件につき配当の見込みがある。
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１１４５号
福岡市南区皿山３丁目11番45号
破産者　株式会社ＲＳ福岡
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５１７号
栃木県日光市山口64番地53　ＳＡＩＴＯコーポ201
破産者　齋藤　恵子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５０１号
福岡市早良区藤崎１丁目２番33号エーデルハウス303号、住民票上の住所福岡市早良区西新７丁目１番17―402号
破産者　田中　安久
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１４５号
札幌市東区北33条東10丁目２番17号　ルミエール四季１―Ｄ号
破産者　東　　裕生
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３８号
札幌市白石区東札幌５条２丁目６番10―306号、開始決定時の住所札幌市北区新琴似９条11丁目６番14号
破産者　大和　道也
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７８号
名古屋市中川区十一番町７丁目２番地の１
県営十一番町住宅１棟206号、開始決定時の住所名古屋市中川区東起町５丁目22番地の６
破産者　太田　一子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３２号
北海道名寄市西２条南６丁目23番地
破産者　石田商店こと　石田　　明
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０９号
仙台市太白区萩ケ丘10番８号
破産者　横田　麻子
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
秋田市泉三嶽根１番37号、前住所秋田市濁川字後田65番地84・秋田市外旭川字三後田25番地２
破産者　工藤　祐司
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７号
秋田県大仙市幸町１番９号　ハイツハピネス21
破産者　秩父　　穣
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第４４２号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目12番22号　カーサプリマ102
破産者　四方　宏昌
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５０号
横浜市保土ケ谷区岩崎町27番３―327号
破産者　清水佐和子（旧姓四方）
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２号
横浜市保土ケ谷区岩崎町27番３―327号
破産者　四方　鈴江
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部